

太田市運転経歴証明書交付手数料助成金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第30号

太田市運転経歴証明書交付手数料助成金交付規則を廃止する規則

太田市運転経歴証明書交付手数料助成金交付規則（令和元年太田市規則第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の太田市運転経歴証明書交付手数料助成金交付規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により太田市運転経歴証明書交付手数料助成金交付規則の申請をし、又は交付の決定を受けた者については、廃止前の規則第6条、第7条及び第8条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。